

- 学校内外において児童生徒を対象に発生した傷害、暴行、監禁、脅迫、略取・誘引、名誉毀損・侮辱、恐喝、強要・強制的な使い走り、性暴力、いじめ、サイバー暴力、情報通信網を利用したわいせつ・暴力などにより身体・精神または財産的な被害を伴うすべての行為を指します。

01

校内暴力

- 校内暴力の通報及び受付がなされた場合、原則的に校内暴力対策審議委員会で審議の手続きを経て、被害・加害児童生徒に対する措置が取られます。ただし、学校長が被害児童生徒の保護措置、または加害児童生徒の指導のための措置などが緊急だと判断した場合、優先的に措置を取ることがあります。

02

緊急対応

- 教頭、専門の相談教師(スクールカウンセラー)、養護教諭及び責任教師(校内暴力問題の担当教師)、保護者などで構成された、校内暴力問題を担当する校内の専門機構です。
- 校内暴力について通報があり受付がなされた場合、校内暴力専門機構(または所属教員)は、被害・加害事実について確認するため、事案の調査を実施します。その後、その校内暴力事案が学校長が直接解決可能な事案か、または校内暴力対策審議委員会を開催する必要がある事案かについて審議します。

03

校内暴力専門機構

- 被害児童生徒及び保護者が、校内暴力対策審議委員会の開催を望まず、学校長が直接解決できる要件にすべて該当する軽微な校内暴力の場合、学校長は校内暴力事件を直接解決します。
- 学校長が直接解決する場合、関連児童生徒の関係の修復及び教育プログラムなどを実施することがあります。

04

学校長が直接解決

- 校内暴力の予防及び対策、被害児童生徒の保護、加害児童生徒に対する指導・懲戒、被害・加害児童生徒の紛争調整などについて審議を行う教育支援庁内の法定委員会です。
- 校内暴力対策審議委員会は、校内暴力事案を審議し、被害または加害児童生徒に対する措置について決定します。

05

校内暴力対策審議委員会

CONTENTS

目次

I 校内暴力のタイプと予防

- 1. 校内暴力のタイプ及び例示 03
- 2. 校内暴力の兆候及び予防 05

II 校内暴力への対応

- 1. 校内暴力の通報 07
- 2. 緊急対応 08
- 3. 事案の調査 09
- 4. 校内暴力専門機構による審議 10
- 5. 校内暴力対策審議委員会の開催及び措置 11
- 6. 関係の修復及び紛争調整 14

[附録]

- 1. 校内暴力に関する通報・協力機関 15
- 2. 校内暴力による被害児童生徒支援の専門機関 16

I

校内暴力の タイプと予防



1 校内暴力のタイプ及び例

● 校内暴力とは？

校内暴力は、学校内外において、児童生徒を対象に身体的、精神的、または財産的な被害をもたらす行為のことを言います。

※ ちょっとした嫌がらせ、児童生徒がいたずらと軽く考えがちな行為でも、校内暴力になることがあります。

● 校内暴力のタイプ及び例示

次は、校内暴力の代表的なタイプと例示です。この他にも、身体・精神・財産に被害を与えるすべての行為は、校内暴力に該当する可能性があります。

身体的暴力

- 体を手で殴ったり、足で蹴るなど、苦痛を与える行為(傷害、暴行)
- 一定の場所から簡単に出られないようにする行為(監禁)
- 強制(暴行、脅迫)的に一定の場所に連れて行く行為(略取)
- 相手を騙したり、または誘惑して一定の場所に連れて行く行為(誘因)
- いたずらに見せかけてつねる、叩く、強く押すなど、相手の児童生徒が暴力と認識する行為

言葉の暴力

- 複数の人の前で相手の名誉を毀損する具体的な言葉(性格、能力、背景など)を発したり、またはそのような内容をインターネットやSNSなどで広める行為(名誉毀損)
※たとえそれが偽りでないとしても、言葉の暴力に該当します。
- 複数の人の前で侮辱的な言葉(外見についての揶揄、バカ等相手を卑下する内容)を繰り返し発言したり、またはそのような内容をインターネットやSNSなどで広める行為(侮辱)
- 身体的に危害を加えることを暗示するような言動、SMSメッセージなどで脅かす行為(脅迫)

金品のゆすり(恐喝)

- 返す気がないのに、お金を要求する行為
- 衣服、文房具などを借りると言って、返さない行為
- わざと物を壊したり、または金品を巻き上げさせる行為

強要

- 強制的にパンや物を代わりに買ってこさせたり、またはテザリングを強要する行為(俗に言うパシリ、テザリングいじめ)、宿題の代行、ゲームの代行、使い走りの強要等、意思に反する行動を強要する行為(強制的な使い走り)
- 暴行または脅迫により相手の権利の行使を妨害し、または義務でないことをさせる行為(強要)

いじめ

- 集団で相手を意図的かつ何度も繰り返し避ける行為
- 相手が嫌がる言葉で馬鹿にする、からかう、皮肉る、恥をかかせる、脅かす、悪意のあるいたづらをする、嘲笑うなどの行為
- 他の児童生徒と仲良くするのを妨害する行為

性暴力

- 暴行・脅迫によって性行為を強制したり、または性交類似行為をするなどの行為
- 相手に暴行・脅迫をしながら性的羞恥心を感じさせるような身体接触を行う行為
- 性的な言葉や行動により、相手に性的羞恥心や屈辱を感じさせる行為

サイバー暴力

- インターネット上の掲示板やE-mail、グループチャット、モバイルメッセージなどで罵ったり、または相手を誹謗中傷したり、嘘の事実を投稿する行為(サイバー言語暴力)
- サイバー空間において相手を卑下する目的で事実または嘘を言って相手の名誉を傷つけたり、または人格を侵害する行為(サイバー名誉毀損)
- サイバーマネーとしての金品のゆすり、主にテザリングいじめ、ゲームマネーゆすりなど、サイバー上の恐喝による嫌がらせ(サイバー恐喝)
- サイバー空間で相手が嫌がる文章、写真、動画を何度も送信して、相手に少しずつ不安や恐怖を与えるすべての行為(サイバーストーカー)
- インターネットのグループチャット、SNSのグループチャットなどで相手を退室できないようにした後、からかったり、罵ったり、または会話に入れないようにする行為(ネットいじめ、サイバー監禁)
- 情報通信網を利用して、相手の同意なしに個人のプライバシーに関する特定の身体部位や各種有害な画像、動画などを送信・流布し、嫌がらせをする行為(サイバー上での動画流布)

2 校内暴力の兆候及び予防

● 校内暴力の兆候¹⁾

お子様に次のような校内暴力の兆候がないか、注意深く観察してください。

※ 1つの兆候が見られるからといって、校内暴力の被害・加害児童生徒であると特定できるわけではありません。様々な状況を考慮して判断します。

被害児童生徒の兆候

- ☑ 学校での様子や友人関係に関する会話を切り出そうとすると、ぴりぴりした反応を示す。
- ☑ ぼんやりして、何事にも集中できない。
- ☑ 転校や転塾に関する話をする。
- ☑ 小遣いを普段より増額してほしいと言ったり、スマートフォンの料金が多く請求される。
スマートフォンをチェックする時の表情が曇っている。
- ☑ 合宿やボランティア活動などの団体活動に参加しようとしなない。

加害児童生徒の兆候

- ☑ 他の児童生徒を頻繁に殴ったり、動物をいじめる様子が見られる。
- ☑ せっかちで、衝動的であり、攻撃的だ。
- ☑ いじめといたずらの区別ができず、もめ事を頻繁に起こす。
- ☑ 普段、罵りや友達を卑下する発言が多い。
- ☑ SNSで他人を卑下・攻撃する発言を躊躇なく投稿する。

● 校内暴力の予防

以下の事項を参考に、お子様の校内暴力を事前に予防しましょう。

- ① お子様に、友達をからかったり、わざと仲間外れにしたり、嫌がらせをする行動も校内暴力だということを教えておきましょう。
- ② 校内暴力を目撃したりその事実を知ったときは、先生または両親に必ず知らせるように言っておきましょう。
- ③ 校内暴力に関する周辺の機関について、お子様に前もって知らせましょう。
- ④ 保護者向けの校内暴力予防教育に積極的に参加しましょう。
- ⑤ お子様の担任と定期的に面談を行い、お子様の学校での様子に関心を持ちましょう。

1) ブルナム財団提供

II

校内暴力への対応



○ 校内暴力が発生した場合、以下のような手順で事案が処理されます。



1 校内暴力の通報

● 校内での通報方法

- ☑ **口頭**：校内暴力を目撃または経験した児童生徒・保護者が、直接に担任教師または責任教師（校内暴力問題の担当教師）に口頭で通報します。
- ☑ **通報箱**：学校に設置された通報箱に通報書を投函して通報します。
- ☑ **E-mail**：担任教師や責任教師または学校名義のメールアドレス宛に通報します。
- ☑ **ホームページ**：学校のホームページの秘密掲示板などを利用して通報します。
- ☑ **携帯電話**：専門機構所属の教師(教頭、担当教師、責任教師、養護教諭、相談教師(スクールカウンセラー)や学校名義の共同携帯電話にSMS、伝言メッセージ、通話などで通報します。
- ☑ **学校担当警察官**：当該学校担当の警察官にSMSまたは電話で通報します。

● 校外への通報方法

- ☑ **117校内暴力通報センター**：局番なしの117に電話すると、被害予防のための相談を受けたり、校内暴力を通報することができます。



全国どこでも局番なしの117



安全Dream(または「117」と入力して検索)に通報



#0117



117センターに訪問して窓口で通報・相談

※ 校内暴力通報センターは24時間運営しており、被害通報を受け付けると同時に緊急救助、捜査、法律相談、一時保護施設(シェルター)との連携などの総合支援が可能です。

- ☑ **サイバー暴力の通報**：青少年サイバー相談センター(#1338)または警察庁サイバー安全局(www.cyber.go.kr)の犯罪通報システムを利用します。

※ サイバー暴力の被害を立証するため、投稿の日時、投稿された場所、文章の内容が表示されるよう画面をキャプチャし、相手のIDが確認できない場合、インターネットアドレス、接続IPなど、作成者が分かる資料を確保して通報します。

[参考] お子様に校内暴力事案が発生した場合、このように対応してください。

- 会話を通じて十分に共感と支持を表現してください。
 - 「1人で大変だったね、話してくれて本当にありがとう。お父さんお母さんにやって欲しいこととかある？」などと、傷ついた心を慰めてあげてください。
- 感情をコントロールし、お子様に心理的に安定感を与え、落ち着いて話を導いてください。
 - 子どもは話をすると怒られるかもしれないと思ったり、両親も解決できないという不安を抱いたりするかも知れません。問いただすのではなく、温かい言葉で話し合ってください。
- 暴力を振るわれたお子様にも原因があると考えないでください。
 - 「あなたにも問題があるからやられるんだよ」などの言葉は、お子様を心理的に萎縮させ、自尊心を傷つけます。

2 緊急対応

●被害児童生徒及び加害児童生徒に対する緊急対応

校内暴力事案を処理する初期段階で、学校長は被害児童生徒の保護または加害児童生徒に対する指導が緊急を要すると判断する場合、以下のような緊急対応を行います。

被害児童生徒を保護するための緊急対応	加害児童生徒を指導するための緊急対応
<ul style="list-style-type: none"> • 学校内外の専門家からのカウンセリング及びアドバイス • 一時保護 • その他、被害児童生徒を保護するために必要な措置(被害及び加害児童生徒の分離が可能な学校の特別保護プログラム運営など) 	<ul style="list-style-type: none"> • 被害児童生徒に対する書面による謝罪 • 被害児童生徒及び通報・告発した児童生徒への接触、脅迫及び報復行為の禁止 • 学校内でのボランティア活動 • 学校内外の専門家による特別教育の履修または心理治療 • 出席停止

※ 加害児童生徒が緊急対応を拒否または回避した場合、法令または学則により懲戒処分が出されることがあります。

●加害児童生徒を優先的に出席停止させる措置

以下の事案に該当する場合、学校長は加害児童生徒及び保護者からの意見を聞き、加害児童生徒に対し、優先的に出席停止措置を取ることができます。

- ☑ 2人以上が故意に、繰り返し暴力を行使した場合
- ☑ 全治2週間以上の傷害を与えた場合
- ☑ 通報、陳述、資料提供などに対する報復を目的に暴力を行使した場合
- ☑ 学校長が被害児童生徒を加害児童生徒から緊急に保護する必要があると判断した場合

※ 加害児童生徒緊急対応により出席停止を行った後、学校長が事案を直接解決した場合、緊急対応による欠席期間を出席期間として認めることができます。

3 事案の調査

- 校内暴力の通報があり受付がなされると、校内暴力専門機構または当該学校の所属教員は、被害及び加害事実の確認のため、具体的な事案の調査を実施します。
- **(事実確認)** 書面による調査、当該児童生徒及び目撃者の面談による調査、事案発生の現場調査など、総合的な方法により事案を確認します。
 - ・ **確認書**：被害及び加害児童生徒の確認書、目撃児童生徒の確認書
 - ・ **アンケート調査**：被害及び加害児童生徒と関連のある児童生徒やクラスを対象に実施
 - ・ **証拠資料の収集**：E-mail、チャット、掲示板、SNS、被害事実を証明するスクリーンショット、SMS、関連写真、動画資料、音声の証拠資料など
 - ・ **診断書及び所見書**：暴力被害を証明することができる身体的・精神的診断書、医師の所見書など
- **(要求事項の確認)** 被害・加害状況に対する受容の程度及び謝罪、処罰、治療費などに関する示談、再発防止の要求など、児童生徒と保護者の事案解決に対する要求事項を確認します。
 - ※ 必要がある場合、保護者面談により要求事項を把握することもあり、事案に関して調査された内容に関連児童生徒の保護者が十分に理解できるよう、案内を受けることがあります。
- **(校内暴力行為の軽重の判断)** 校内暴力の際、以下の行為があったかどうかを重点的に把握し、校内暴力行為の軽重を判断します。
 - ☑ 被害児童生徒が障害児童生徒かどうか
 - ☑ 被害児童生徒や通報・告発した児童生徒に対する脅迫または報復行為であるかどうか
 - ☑ 加害児童生徒が行使した校内暴力の深刻性・持続性・故意性
 - ☑ 加害児童生徒の反省の程度
 - ☑ 当該措置による加害児童生徒の指導の可能性
 - ☑ 加害児童生徒及び保護者と被害児童生徒及び保護者との和解の程度など

[参考] 多文化家庭の児童生徒(途中入国、または外国人の児童生徒)への事案調査の支援

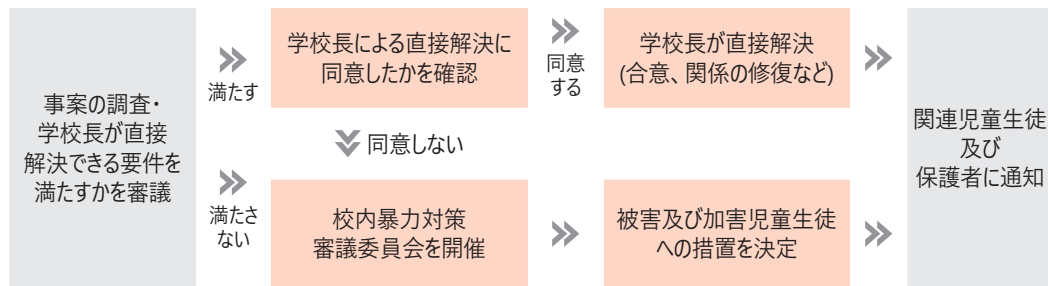
- ・ 韓国語でのコミュニケーション能力が足りない多文化家庭の児童生徒に事案に関する調査を実施する場合、通訳または関連の担当教師が参加して、意見を陳述する機会を確保することができます。
- ・ 書面による調査の際には、韓国語で十分に記載できないこともあり得るため、翻訳された質問紙を活用したり、または母国語で作成することができます。
- ・ 市・道教育庁等に多文化家庭の児童生徒相談専門の相談員がいる場合、途中入国・外国人の児童生徒の面談の際に支援を受けることができます。

4 校内暴力専門機構による審議

- 校内暴力専門機構は、校内暴力の事案の調査内容に基づき、学校長が直接解決できる要件を満たしているかを審議し、被害児童生徒と保護者が学校長の直接解決に同意するかに対する意思を確認します。

※ 校内暴力専門機構は教頭、専門の相談教師(スクールカウンセラー)、養護教諭及び責任教師(校内暴力問題の担当教師)、保護者等で構成された校内暴力問題を担当する学校内の専門機構です。

<校内暴力専門機構の審議による事案処理の手順>



● 学校長の直接解決

- 被害児童生徒及び保護者が校内暴力対策審議委員会の開催を望まず、以下の4つの要件にすべて該当する軽微な校内暴力の場合、学校長は校内暴力事件を直接解決することができます。
 - ☑ 2週以上の身体的・精神的治療を要する診断書の発行を受けていない場合
 - ☑ 財産上の被害がないか、または直ちに補償された場合(身体的・精神的被害の治療費を含む)
 - ☑ 校内暴力が持続的でない場合
 - ☑ 校内暴力に関する通報・陳述・資料提供などに対する報復行為でない場合
- 学校長が直接解決する場合、両者の和解、加害児童生徒の謝罪と被害児童生徒の許しなど関係の修復のために努めます。また、加害児童生徒を対象にカウンセリング、キャンペーン活動、学校内外でのボランティア活動などの教育プログラムまたは関連児童生徒の関係の修復プログラムが実施されることもあります。

[参考] 学校長の直接解決により終結された事案に対する審議委員会の開催要請

原則として被害児童生徒及び保護者は、学校長の直接解決により終結した事案については、校内暴力対策審議委員会の開催を要求することはできません。ただし、次の事由に該当する場合に限り、学校長に校内暴力対策審議委員会の開催を求めることができます。

- ・当該校内暴力事件により被害児童生徒及び保護者が受けた財産上の損害を、加害児童生徒及び保護者が補償すると約束したにも関わらず、履行しなかった場合
- ・当該校内暴力事件の調査過程で確認されなかった事実が追加で確認された場合

5 校内暴力対策審議委員会の開催及び措置

● 校内暴力対策審議委員会とは？

- 校内暴力対策審議委員会とは、校内暴力の予防及び対策、被害児童生徒の保護、加害児童生徒に対する指導及び懲戒、被害及び加害児童生徒との紛争調整などの事項を審議する教育支援庁内の法定委員会です。
- 学校長が直接解決できる事案でないか、または被害児童生徒とその保護者が学校長による直接解決に同意しなかった場合、学校の要請により校内暴力対策審議委員会が開催されます。

● 校内暴力対策審議委員会の審議

- **(審議事項)** 校内暴力対策審議委員会は、学校で発生した校内暴力事案に関して、以下のよう
な内容を審議します。
 - ☑ 校内暴力の予防及び対策
 - ☑ 被害児童生徒の保護
 - ☑ 加害児童生徒に対する指導及び懲戒
 - ☑ 被害及び加害児童生徒の紛争調整
 - ☑ その他、校内暴力の予防及び対策に関して、学校長が建議する事項など
- **(審議方式)** 被害及び加害児童生徒、その保護者が審議委員会に直接出席して陳述する対面
審議を原則とします。
 - ただし、被害及び加害児童生徒側の要求があったり、または島嶼地域の場合など、特別な要件
を考慮する必要がある場合、電話・画像・書面などの審議方式も可能です。
 - 審議委員会に出席する場合、やむを得ず学校長の許可を得て欠席するものと見做し、出席と
して認められます。
- **(措置決定の通知)** 審議委員会は審議を行った後、被害または加害児童生徒に対する措置事
項を決定します。
 - 教育支援庁は、審議委員会の措置決定を被害・加害側または学校長に通知し、措置が履行
されるようにします。

●被害児童生徒の保護措置

審議委員会は、被害児童生徒を保護するため、以下のいずれか(または複数)の措置事項を決定します。以降、教育支援庁は被害児童生徒の保護者の同意を得て7日以内に当該措置が行われるようにします。

- ☑ **学校内外の専門家によるカウンセリング及びアドバイス**：校内暴力による精神的・心理的ショックから回復できるよう、学校内外のカウンセリング専門家からカウンセリング及びアドバイスを受けられるようにする措置
- ☑ **一時保護**：加害児童生徒から持続的な暴力や報復を受けるおそれのある場合、一時保護施設や自宅、または学校相談室などで保護を受けられるようにする措置
- ☑ **治療及び治療のための療養**：校内暴力により生じた身体的・精神的傷を治癒するため、医療機関などで治療を受けられるようにする措置
※ 自宅や療養機関で治療を受ける時は、治療期間が明示された診断書または関連証明資料を学校に提出
- ☑ **クラス変え**：被害児童生徒及び保護者の意見を反映して、被害児童生徒を同じ学校内の他のクラス所属に変える措置
- ☑ **その他、被害児童生徒を保護するための必要な措置**：校内暴力の被害のタイプ及び年齢の特性などを考慮し、医療機関との連携、法律救助機関、校内暴力関連機関などに必要な協力と支援を要請

[参考] 被害児童生徒のための追加の保護支援

- (出席日数への算入) 被害児童生徒の保護措置など保護が必要な児童生徒に対し、学校長が認める場合、措置に必要な欠席を出席日数に算入することができます。この時、診断書、医師の所見書など客観的な資料などが必要です。
- (不利益の禁止) 保護措置を受けたという事実そのものが、成績評価などで不利益として働かないようにし、被害児童生徒が欠席してやむを得ず成績評価のための試験を受けられない場合でも、学校学業成績管理規定に基づき、不利益のないよう措置します。
- (情報の案内) 校内暴力の被害児童生徒で、保護措置の決定を受けた場合、学校から以下のような情報の案内を受けることができます。
 - 校内暴力被害児童生徒支援機関に関する情報
 - 校内暴力被害関連支援プログラム
 - 校内暴力の和解・紛争調整機関に関する情報など

● 加害児童生徒に対する措置

審議委員会は、被害児童生徒の保護と加害児童生徒の指導・教育のため、以下のいずれか、または複数の処分を並行して措置事項を決定します。

- ☑ **被害児童生徒に対する書面による謝罪**：加害児童生徒が被害児童生徒に、書面によってそれまでの暴力行為に対し謝罪させる措置
- ☑ **被害児童生徒及び通報・告発した児童生徒への接触、脅迫及び報復行為の禁止**：被害児童生徒や通報・告発した児童生徒に対する加害児童生徒の接近を防ぐことで、さらなる暴力や報復を防ぐための措置
- ☑ **学校でのボランティア活動**：学校内でボランティア活動により自分の行動を反省する機会を与える措置
- ☑ **社会ボランティア活動**：校外において、行政公共機関などの関連機関で社会の一員としての責任を感じ、ボランティア活動により反省の時間を与えるための措置
- ☑ **学校内外の専門家による特別教育の履修または心理治療**：教育監の定めた機関において、特別教育の履修、または心理治療を受けなければならない、その期間は審議委員会が定める。
- ☑ **出席停止**：加害児童生徒を授業に出席させないことで一時的に被害児童生徒と隔離して被害児童生徒を保護し、加害児童生徒には反省の機会を与えるための措置
 - ※ 加害児童生徒に対する出席停止期間は出席日数に算入せず、未認定欠席とする。
- ☑ **クラス変え**：加害児童生徒を被害児童生徒から切り離すため、同じ学校内の他のクラスに移す措置
- ☑ **転校**：加害児童生徒を被害児童生徒から隔離し、被害児童生徒に対し、それ以上の暴力行為ができないようにするため、別の学校へ所属を移させる措置
- ☑ **退学処分**：被害児童生徒を保護し、加害児童生徒を指導・教育できないと認めた場合に取りる措置（義務教育課程の加害児童生徒には適用しない）
 - ※ 加害児童生徒が措置を拒否したり、または忌避する場合、審議委員会は追加で他の措置を取ることを教育長に要請することができます。

[参考] 加害児童生徒及び保護者向け特別教育

- 加害児童生徒特別教育は、「措置としての特別教育」の他にも、「被害児童生徒に対する書面による謝罪」及び「退学処分」を除く他の処分を受けた加害児童生徒が、教育監が定めた機関で特別教育の履修、または心理治療を受ける「追加の特別教育」があります。
- この際、加害児童生徒の保護者も一緒に特別教育を履修しなければならない、特別教育に応じない場合、300万ウオンの過料が課されることがあります。

6 関係の修復及び紛争調整

- **(関係の修復)** 学校は、校内暴力事案において、被害及び加害児童生徒が発生状況に対する理解や話し合いなどにより本来の状態または日常生活に戻ることができるよう、事前に個別面談を通じて関係の修復プログラムを実施します。
 - 関係の修復プログラムは強制的なものではなく、被害児童生徒の意思を優先的に考慮して行われます。
 - 関係の修復プログラムは、両方の児童生徒が同意する場合のみ行うことができ、一方の当事者が中断の意思表示をする場合、いつでも中断することができます。
- **(紛争調整)** 校内暴力に関して、損害発生など被害及び加害児童生徒の間またはその保護者間の紛争がある場合、審議委員会が紛争を調整します。
 - **(紛争調整の申請)** 紛争調整は、紛争当事者(被害及び加害側)が以下の場合に申請することができます。〈紛争調整申請書〉を作成して審議委員会に申請します。
 - ☑ 被害児童生徒側の治療費、慰謝料など金銭的損害賠償を要求
 - ☑ 加害児童生徒側の治療費、慰謝料など金銭的損害賠償による合意を要求
 - ※ 審議委員会は、紛争調整の申請を受けると5日以内に紛争調整を開始し、紛争の調整期間は1か月以内です。
 - **(紛争調整の拒否・中止)** 次の事由が発生した場合、紛争調整が拒否または中止されることがあります。
 - ☑ 紛争当事者の内、いずれかが紛争調整を拒否した場合
 - ☑ 被害児童生徒などが関連する校内暴力に対し、加害児童生徒を告訴・告発したり、または民事訴訟を提起した場合
 - ☑ 紛争調整の申請内容が、嘘であることが明らかであるか、または正当な理由がないと認められる場合
 - **(紛争調整の成立)** 紛争の調整が成立する場合、審議委員会は紛争内容や調整結果を書いた合意書を作成し、紛争当事者に通知します。紛争調整が成立したとしても、審議委員会を開催しない、または加害児童生徒に対する措置を取らないわけではありませんが、加害児童生徒の措置決定の際、考慮されることがあります。

[附録 1] 校内暴力に関する通報・協力機関

	<p>青少年サイバー相談センター 青少年の危機、校内暴力などに関する相談・通報のための電話です。  1388  www.cyber1388.kr</p>
	<p>ブルナム財団 校内暴力関連電話及びサイバー相談を実施したり、校内暴力被害児童生徒及び家族向けの総合支援を行います。 校内暴力SOS支援団は、和解・紛争調整支援、事案処理の諮問及びコンサルティングを支援します。  1588-9128  www.btf.or.kr</p>
	<p>大韓法律救助公団 法律相談、弁護士または公益法務官による訴訟の代理及び刑事弁護などの法律支援を行います。  132  www.klac.or.kr</p>
	<p>Weeプロジェクト 学校及び教育(支援)庁が児童生徒相談を支援します。 ※ Weeクラス(学校) - Weeセンター(教育支援庁) - Weeスクール(市・道教育庁)  www.wee.go.kr</p>
	<p>トランドラン 校内暴力の予防教育と事案処理の関連コンテンツを提供します。  www.dorandoran.go.kr</p>
	<p>エデュネットT-クリア 校内暴力関連の教授・学習資料とサイバー暴力予防及び情報倫理教育資料を提供します。  www.edunet.net</p>
	<p>警察庁サイバー安全パトロール サイバー犯罪の通報・相談サービスを提供します。  www.police.go.kr/www/security/cyber.jsp</p>
	<p>安全Dream(児童・女性・障害者警察支援センター) 校内暴力及びサイバー暴力の通報・相談サービスを提供します。  www.safe182.go.kr</p>
	<p>スマートシムセンター(ネット中毒相談センター) インターネットの使い過ぎに関する相談(掲示板、メッセージャーなど)を提供します。  www.iapc.or.kr</p>

[附録 2] 校内暴力による被害児童生徒支援の専門機関

(2019年12月基準)

地域	連番	機関名	住所	連絡先	支援タイプ			
					相談 支援	臨時保護 緊急	寮	病院
全国 (1)	1	ハマルグムセンター	大田広域市 儒城区 大金路77	070-7119-4119	○	-	○	-
	2	ソウル統合Weeセンター	ソウル特別市 鍾路区 ソンウォルギル48	02-3999-505	○	○	-	-
ソウル (3)	3	ソウルマウミランWeeセンター	ソウル特別市 城東区 コサンジャロ280 城東教育支援庁106号	02-2297-7887	○	○	-	-
	4	ソウルバルグミランWeeセンター	ソウル特別市 冠岳区 ナンプスンファンロ 172ギル97	02-853-2460	○	○	-	-
釜山 (1)	5	葛藤回復センター・飛翔	釜山広域市 沙下区 下新中央路291、 1棟125号	051-203-8116	○	-	-	-
大邱 (1)	6	大同Weeセンター	大邱広域市 東区 花郎路177-2 大同病院別館1階	053-746-7386	○	-	-	○
仁川 (1)	7	仁川広域市教育庁Weeセンター (愛と希望のピグマリオンセンター)	仁川広域市 南東区 文化路169番キル73 2階	032-550-1703	○	-	-	-
光州 (4)	8	光州広域市青少年相談福祉 センター	光州広域市 西区 尚武自由路173 5階	062-226-8181	○	-	-	-
	9	マウムイウムカウンセリングセンター	光州広域市 西区 懐斎路888 5階	062-654-3030	○	-	-	-
	10	アイヌリ発達カウンセリングセンター	光州広域市 北区 設淵路510 サンジビル4階	062-574-6850	○	-	-	-
	11	湖南大学校学生相談センター	光州広域市 光山区 湖南大キル20	062-940-5630	○	-	-	-
大田 (2)	12	大田市青少年相談福祉センター	大田広域市 東区 大田川東路508 大田青少年ウイキャンセンター6階	042-257-2000	○	-	-	-
	13	大田YMCA性暴力及びDV相談所	大田広域市 中区 大興路128	042-254-3038	○	-	-	-
蔚山 (1)	14	蔚山教育庁ヒーリングWeeセンター	蔚山広域市 蔚州郡 彦陽邑 彦陽路 103番地 2階	052-255-8190	○	○	-	-
世宗 (1)	15	世宗アラムセンター (世宗Weeセンター)	世宗市 トウム1路116 宗村総合福祉センター2階	044-715-7979	○	-	-	-
京畿 (10)	16	クナム児童総合相談所	京畿道 富川市 安谷路194番キル14	032-347-7205	○	-	-	-
	17	ヌリム青少年教育福祉センター	京畿道 安山市 檀園区 古棧洞 花郎路358 自由センタービル315号	031-402-4145	○	-	-	-
	18	ラファエル相談福祉センター	京畿道 漣川郡 全谷邑 隠全路81-10(全谷邑)	031-832-6401	○	-	-	-
	19	マウムシムトカウンセリングセンター	京畿道 利川市 徐熙路91(倉前洞425-28)	031-635-1279	○	-	-	-
	20	心理情緒研究所・チウム	京畿道 楊平郡 龍門面 多文中央1キル6-1、3階	031-775-5507	○	-	-	-
	21	水原児童青少年精神健康福祉 センター	京畿道 水原市 八達区 東マル路47番キル17、 1階	031-242-5737	○	-	-	-
	22	土堂青少年修練館	京畿道 高陽市 徳陽区 中央路633番キル25	031-970-0031	○	-	-	-
	23	ハンウル心理発達支援センター	京畿道 南楊州市 退溪院面 京春北路544、4階	031-572-6377	○	-	-	-
	24	韓国教育協会	京畿道 安城市 孔道邑 蠅頭キル58番地 2階	031-656-1885	○	-	-	-
	25	ハヌル教育文化支援センター	京畿道 坡州市 青石路 305、304号	031-946-9069	○	-	-	-

地域	連番	機関名	住所	連絡先	支援タイプ			
					相談 支援	臨時保護 緊急	警察	病院
江原 (4)	26	師任堂教育院 (校内暴力被害治療専任センター)	江原道 江陵市 注文津邑 連注路284-24	033-640-6530	○	○	-	-
	27	江原学生教育院	江原道 春川市 南面 忠孝路1394	033-269-6622	○	○	-	-
	28	春川家庭型Weeセンター	江原道 春川市 東面 万泉路143番キル24	033-262-1607	○	○	-	-
	29	原州家庭型Weeセンター	江原道 原州市 板富面 龍水コルキル344	033-761-0700	○	○	-	-
忠北 (1)	30	韓国被害者支援協会 忠北KOVA支部	忠清北道 清州市 清原区 郷軍路53番キル4(302号)	043-224-9517	○	-	-	-
忠南 (1)	31	クムグリーンセンター	忠清南道 天安市 東南区 清堂洞 清水7路37-8 セントラルビル3403号	070-4917-7581~5	○	○	-	-
全北 (1)	32	マウム治療センター (全北青少年相談福祉センター)	全羅北道 全州市 徳津区 八達路346	063-271-0117	○	-	-	-
全南 (3)	33	高興青少年宇宙センター	全羅南道 高興郡 東日面 徳興陽チヨクキル200	061-830-1515	○	-	-	-
	34	国立羅州病院	全羅南道 羅州市 山浦面 細南路1328-31	061-330-4114	-	-	-	○
	35	順天医療院	全羅南道 順天市 西門城トキル2	061-759-9597	-	-	-	○
慶北 (3)	36	慶尚北道青少年振興院 (校内暴力被害者支援センター)	慶尚北道 安東市 チュクチェジャンキル20	054-850-1075	○	-	-	-
	37	栄州教育支援庁Weeセンター	慶尚北道 栄州市 可興路 165	054-630-4216	○	-	-	-
	38	漆谷教育支援庁 Weeセンター	慶尚北道 漆谷郡 倭館邑 中央路10キル33	054-979-2129	○	-	-	-
慶南 (7)	39	(昌原)アイジョア希望ドリームセンター = 昌原教育支援庁Weeセンター	慶尚南道 昌原市 義昌區 中央大路228番キル3	055-210-0461	○	-	-	○
	40	(晋州)アイジョア希望ドリームセンター = 晋州教育支援庁Weeセンター	慶尚南道 晋州市 飛鳳路23番キル8 晋州教育支援庁4階	055-740-2091	○	-	-	○
	41	(金海)アイジョア希望ドリームセンター = 金海教育支援庁Weeセンター	慶尚南道 金海市 三安路 24番キル7 西館4階	070-8767-7576	○	-	-	○
	42	(泗川)アイジョア希望ドリームセンター = 泗川教育支援庁Weeセンター	慶尚南道 泗川市 三上路 85	055-830-1544	○	-	-	○
	43	(統営)アイジョア希望ドリームセンター = 統営教育支援庁Weeセンター	慶尚南道 統営市 光道面 竹林2路25-32 統営教育庁	055-650-8025	○	-	-	○
	44	(梁山)アイジョア希望ドリームセンター = 梁山教育支援庁Weeセンター	慶尚南道 梁山市 勿禁邑 青龍路53 梁山教育支援庁2階	055-379-3263	○	-	-	○
	45	(密陽)アイジョア希望ドリームセンター = 密陽教育支援庁Weeセンター	慶尚南道 密陽大路1524 英才教育院1階	055-350-1490	○	-	-	○
済州 (4)	46	済州市青少年相談福祉センター	済州道 済州市 老衡路395 タニルビル3階	064-725-7999	○	-	-	-
	47	済州幸福ドリーム相談センター	済州道 済州市 三無路1キル5 チヨンドビル3階	064-752-5354	○	-	-	-
	48	タウム青少年相談支援センター	済州道 西帰浦市 西門路32	064-762-1318	○	-	-	-
	49	人文スピダ	済州市 クナム路49、2階	-	○	-	-	-